

令和4年度交通安全啓発コマーシャル事業公募型プロポーザル
質問及び回答

令和4年5月24日公開

質 問	回 答
<p>仕様書3留意事項 (1)について 「芸能人起用の場合は契約期間後の映像等の継続使用が可能であること」とあるが、何年程度の使用を想定しているか。</p>	<p>契約期間後の映像等は、半永久的な使用が望ましいですが、合理的な範囲で一定の期限を示していただいても構いません。</p>
<p>改正道路交通法について 自転車のヘルメット着用努力義務化は平成20年6月に改正された道交法第63条の10(13歳未満の子どもが乗る際に保護者が着用させるよう努力する義務)を示すことの認識でよいか。</p>	<p>本CMでの自転車のヘルメット着用努力義務化については、13歳未満の子どもに限らず、令和4年4月27日に公布された道交法第63条の11(全ての自転車利用者が自転車を利用する際に、ヘルメット着用を努力する義務)を想定しています。</p>
<p>映像等の継続使用について 契約期間後の映像等の継続使用とは半永久的な使用を前提としているのか。提案側で使用可能な一定期間を示してもよいか。</p>	<p>契約期間後の映像等は、半永久的な使用が望ましいですが、合理的な範囲で一定の期限を示していただいても構いません。</p>
<p>仕様書内容の確認 2 委託業務の内容—(5)のポスターの作成とあるが、これはデザインデータのみという事か。それとも印刷も必要か？ また、ポスターの仕様と印刷部数も含め、提案するという事か。想定している印刷部数があれば教示願いたい。</p>	<p>ポスターのデザインデータの提供及び印刷を想定しております。</p> <p>ポスターの仕様及び印刷部数をご提案ください。想定しているポスターの印刷部数は、4,000部です。</p>